

厚生文教常任委員会

平成26年12月17日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成26年12月17日（水） 午前9時30分 開会
午後2時53分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	朝岡 佐一郎
副委員長	増田 順弘
委員	川村 優子
〃	藤井本 浩
〃	赤井 佐太郎
〃	西川 弥三郎
〃	白石 栄一

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	下村 正樹
議員	内野 悦子
〃	岡本 吉司
〃	吉村 優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下 和弥
副市長	杉岡 富美雄
教育長	大西 正親
企画部長	吉村 孝博
人事課長	下村 喜代博
〃 主幹	吉川 正人
市民生活部長	芳野 隆一
市民窓口課長	西川 佳嗣
〃 主幹	吉村 泰祐
保険課長	中嶋 卓也
環境課長	西川 博史
新庁建設準備室長	巽 重人
新庄クリーンセンター所長兼 當麻クリーンセンター所長	増井 良之

保健福祉部長	山岡加代子
社会福祉課長	西川佳伸
子育て福祉課長	岡幸子
長寿福祉課長	門口尚弘
〃 補佐	西川育子
〃 補佐	森井敏英
上下水道部長	川松照武
下水道課長	西川良嗣
〃 補佐	庄田康則
水道課長	川井高久
〃 主幹	西口昌治
〃 補佐	福森伸好
教育部長	田中茂博
学校教育課長	井上昌典
学校給食センター所長	高橋一馬
〃 主幹	松田和男
〃 補佐	高津和司
生涯学習課長	和田正彦
中央公民館長	辻一成
体育振興課長	吉村恭信

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺田馨
書記	中井孝明
〃	山岡晋
〃	谷口亜耶

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第47号 葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定することについて
- 議第48号 葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定することについて
- 議第52号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 議第53号 葛城市水洗便所改造助成条例の一部を改正することについて
- 議第54号 平成26年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について
- 議第55号 平成26年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

- 議第56号 平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 議第57号 平成26年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第58号 平成26年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 議第60号 平成26年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第61号 平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第62号 平成26年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について

調 査 案 件（所管事項の調査）

- （1）新クリーンセンター建設にかかる諸事業について
- （2）葛城市学校給食センターについて

開 会 午前9時30分

朝岡委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

それでは、改めましておはようございます。きょうは全国的にも寒波襲来ということで、本市においても非常に寒い朝を迎えたわけでございますが、委員の皆さん、また行政当局の皆さんも大変ご苦労さまでございます。いよいよ本年も残すところわずかとなってまいりました。本議会の会議日程も残すところわずかでございますが、きょうは市長からさまざま重要な付議事件が付託されております。たくさん議案もございますが、しっかりご協議いただきまして円滑に議事進行いただけますよう、よろしくご協力のほどお願い申し上げたいと思います。

委員外議員のご出席が2名いらっしゃいますのでご紹介いたします。岡本議員、吉村議員でございます。

なお、一般の傍聴の申し出が2名ございます。

お諮りいたします。一般の傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。一般の傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

朝岡委員長 発言される場合は必ず挙手をいただいて、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただいて発言いただきますよう、お願いいたします。携帯電話をお持ちの方については、マナーモードもしくは電源を切っていただけるよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、本日の審査の順番につきましては、お手元に配付の次第のとおりにさせていただきます。よろしくご協力をお願いします。

まず初めに、議第47号、葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の山岡でございます。よろしく申し上げます。

ただいま上程されております議第47号、葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定することについてご説明申し上げます。お手元に配付させていただいております資料に基づき説明申し上げます。「指定介護予防支援事業の基準及び地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するための基準に関する条例制定について」という資料でございます。よろしいでしょうか。

お手元の資料1ページをごらんください。この条例制定につきましては、地域の自主性及

び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地域主権一括法の施行に伴い、介護保険法の一部が改正されました。これにより、今まで厚生労働省令等により全国一律に定められておりました指定介護予防支援の事業に関する人員及び運営等の基準について、市町村の条例で定めることになったものでございます。条例を制定するに当たりましては、県下12市で協議を行い、統一した形で定めております。

葛城市が基準を条例で定めるに当たりましては、従来、国で定める基準を次の2つに分類し、条例制定に一定の規制がかけられています。従うべき基準として、条例の内容を直接的に拘束する必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。参酌すべき基準として、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものです。

条例の骨子及び概要につきまして説明させていただきます。介護予防支援とは、要支援1または要支援2と判定された方に対して、要介護状態、要介護1から5へ移行する、重度化することを予防する観点から、介護保険上の予防給付として提供される介護予防サービス及びその他介護予防に資する保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用することができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡、調整を行なうことをいいます。なお、この事業を行うことができる者は、介護保険法の規定により、市町村長から指定を受けた地域包括支援センター及びセンターから業務の委託を受けた居宅介護支援事業者となっております。介護予防サービスの内容といたしましては、介護保険上の予防給付として提供される介護予防サービスには、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問介護及び介護予防福祉用具貸与があります。

基準条例案の骨子として、当市の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、基本的には国の基準を葛城市の基準といたします。ただし、サービス提供に関する記録の保存期限につきましては、事業者が不適正な介護給付の支給を受けた場合、市への返還の請求権は地方自治法の規定により期限が5年間と定められており、国の基準である2年間の保存では返還請求時に検証すべき記録が存在しないおそれがあるため、2年から5年間に延長いたします。

次に、内容ですが、アとして、基本方針等に関する基準では、基本方針として、事業は利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。事業は利用者の心身の状況等に応じて、利用者の選択に基づき、自立に向けた目標を達成するために、適切な保健医療サービス等が総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。事業者は利用者へ提供される介護予防サービス等が特定の種類または事業者に不当に偏ることのないよう、公正、中立に行わなければならない。事業の運営に当たりましては、市町村地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域におけるさまざまな取り組みを行う者等との連携に努めなければならない。事業者の要件としては、法人であることとなっております。

次に、イとして人員に関する基準では、従業者の員数は、事業者は事業所ごとに介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師等を1人以上置かなければならない。次に、管理者では事業所ごとに常勤専従の管理者を置かなければならない。ただし、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務または包括支援センターの職務に従事することができる。

次に、ウとして、運営に関する基準では、内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、サービス提供困難時の対応、受給資格等の確認、要支援認定の申請に係る援助、身分を証する書類の携行、利用料等の受領、保険給付の請求のための証明書の交付、介護予防支援の業務の委託、法定代理受領サービスに係る報告、利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付、利用者に関する市町村への通知、管理者の責務、運営規定、勤務体制の確保、設備及び備品等、従業者の健康管理、掲示、秘密保持、広告、介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等、苦情処理、事故発生時の対応、会計の区分、記録の整備等が掲げられております。

次に、エとして、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準といたしましては、介護予防支援の基本取扱い方針、介護予防支援の具体的な取扱い方針、めくっていただきまして、介護予防支援の提供に当たっての留意点等が掲げられております。

オとして、基準該当介護予防支援に関する基準では、準用として、介護予防支援事業に関する基準は、基準該当介護予防支援の事業について準用するとなっております。

附則といたしまして、第1項では、この条例は平成27年4月1日から施行する。第2項で、本条例を制定することによりまして、平成24年に定められました葛城市条例第22号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じました。しかし、このような場合には、1つの独立した一部改正条例を制定するのではなく、その改正の原因となった条例の附則、ただいま上程しております条例の附則でこれを改正することとなっておりますので、第2項で改正内容を定めるものでございます。第16条中、「以下、指定介護予防支援等基準という」を削る。第67条第2号中、「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第31号各号」に、「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「同条例第32条各号」に改めるとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明いただきました件につきまして、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 ただいま部長の方から、指定介護予防支援事業の基準及び地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するための基準についての条例制定について、一括して説明いただきました。説明のとおり、本条例の制定は民主党政権時代の第3次地域主権一括法の施行に伴い実施されるという形で、介護予防支援事業について、それぞれ地域が主体的に運営していくという

形で実施されるということになっているわけでありませけれども、基本的に、従うべき基準あるいは参酌基準という形で分類していただいて、わかりやすい資料もつけていただいているわけでありませ。条例の骨子及び概要の中で説明していただいているように、人員に関する基準、従業者の人数あるいは管理者あるいは運営に関する基準における内容及び手続の説明及び同意について、これらは従うべき基準として定められた、規定されたということは、これは国の基準そのままに、国がこういう基準について責任をもって、引き続いてこの実施を担保するという点で評価できるものだというふうに思います。あるいは、地域包括支援センターの事業に関するところでも、職員に関する基準において、従うべき基準として第4条において明確に規定されているということであるわけで、この点についてはそのとおりに実施されることが大事であるけれども、私は、これは最低の基準だというふうに思います。重要な基準について、従うべき基準という形で国がその制度を担保されたということについては歓迎しておきたい、このように思います。

朝岡委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようでございますので、討論を終結いたします。

これより議第47号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第47号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、次に、議第48号、葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程されております議第48号、葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定することにつきましてご説明申し上げます。

この条例につきましても、先ほどの条例と同じく、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地域主権一括法の施行に伴い、介護保険法の一部が改正されました。これにより、今まで厚生労働省令等により全国一律に定められておりました地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準につきまして、市町村の条例で定めることになったものでございます。

お手元の資料の先ほどの続きでございますが、10ページをごらんいただきたいと思います。

地域包括支援センターとは、市町村では高齢者が要支援、要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても可能な限り地域で自立した生活を営むことができるように支援することを目的として、地域支援事業を実施しております。地域包括支援センターは、この地域支援事業の1つである包括的支援事業と介護予防支援事業等を実施することを目的として設置された機関で、職員は保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、主任ケアマネージャーなどで構成されております。地域包括支援センターが実施する主な事業といたしましては、包括的支援事業で、包括予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的、継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防支援事業があり、このほかにも、市町村が地域包括支援センターに委託することが可能な任意事業があります。

条例の骨子でございますが、当市の実情に基準省令、国が定めた基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、葛城市の基準は基準省令と同様といたします。アとして、基本方針に関する基準で、基本方針では、センターは保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービス、その他保健医療サービスまたは福祉サービス、権利擁護などの必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

職員に関する基準といたしまして、センターの行う業務に従事する職員は、1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数は、原則として次のとおりといたします。保健師、その他これに準ずる者1人、社会福祉士、その他これに準ずる者1人、それぞれ1人ずつ、主任介護支援専門員、その他これに準ずる者1人、3,000人未満の場合等につきましても、上記以外についても省令と同様に規定いたします。保健師に準ずる者とは、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師、なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものといたします。社会福祉士に準ずる者とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。主任介護支援専門員に準ずる者とは、ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者をいいます。

運営に関する基準といたしましては、センターは市町村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとなっております。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

朝岡委員長 ただいま説明を願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 改めて部長の方から説明をいただきました葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について、若干お伺いしておきたいと思います。

基本的には、先ほど来申しましたように、この条例についても重要な点については国の省令に従ってその基準を規定されるということであり、歓迎できるものでありますけれども、せっかくその地域の実情に応じてこの事業を充実させることができるということで地方に委ねられるわけにありますから、その点についてお伺いしておきたい。

職員に関する基準において、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数は原則として次のとおりとするという形で、保健師、そして社会福祉士、そして主任介護支援専門員、その他これに準ずる者という形で規定されております。そこで伺いたいのは、本市の第1号被保険者の数ほどの程度に今なっているか、この点をお伺いしたいと思います。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口です。よろしく願いいたします。

ただいまの白石委員のご質問でございますが、今現在、第1号被保険者は9,000人を超えた数となっております。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 地域包括支援センターの設置のときに一定の議論はされたというふうに思うわけでありましてけれども、私どもは、やはり中学校区単位ぐらいで地域包括支援センターを設置すべきではないかという提案もしたことがあるというふうに思うわけでありましてけれども、現在、先ほど課長が答弁されたように、第1号被保険者が9,000人を超えている、こういう状況になっているんですね。

私は、この地域包括支援センターの役割というのは非常に大事だというふうに思っていますし、日ごろから市民の皆さんからの相談に、地域包括支援センターの職員と一緒にあって、いろんなケースにおいてどのように解決していくかということで、非常にお世話になっている立場です。また、非常に多忙で、専門的な知識が求められ対応しなければならないという職務で、現在、被保険者がこのようにふえてきているような段階で、この規定からしたら、9,000人を超えているということになれば、やはり地域包括支援センターを、当初議論されたように中学校区単位ぐらいで設置して、きめ細かな対応ができるようにしていくべきではないのか。これがいわば地域主権一括法が求める方向であり、また、さらに、利用者、第1号被保険者、あるいは家族の期待に答えていくものではないのかと、こういうふうに思うわけでありましてけれども、9,000人を超えているという状況の中で、この現状の今、何人配置されているのでしょうか。この基準に照らして配置されている人数等もお聞かせいただきたい。考え方、所見を聞きたいというふうに思います。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口です。よろしく願いいたします。

専門職3職種の今の現状でございますが、社会福祉士につきましては、資格保有者は現在2名おります。それと、保健師は現在1名です。それから、主任介護支援専門員は1名おりますが、この1名は社会福祉士も兼ねておるといような次第でございます。平成27年度につきましては、主任介護支援専門員の資格を得る者が今現在1名おるといような状況でございます。

以上です。

朝岡委員長 市長。

山下市長 白石委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

今、採用試験等を行っております。その資格を有する者の採用というところに努めてまいりたいというふうに考えておりますし、今いただいた意見を貴重なご意見として、これからの葛城市の介護等の問題についてどのようにしていくか、住民の皆さん方にとって一番いいものはどういうものかということを考えていく1つの検討の材料にさせていただきたいと思っております。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 課長並びに市長からご答弁をいただきました。地域包括支援センターの役割というのは、介護保険事業あるいは予防介護の中で非常に大きな役割を果たしているということは皆さんご承知のとおりだと思います。しかし現状は、3,000人以上6,000人未満の基準に基づいて人員が配置されているという答弁であったというふうに思います。しかし、現実には被保険者はもう9,000人を超えている、また更にふえていくという状況にあることは間違いありません。そういうことですから、本当に認知症を初め介護予防事業というのはこれから非常に大切になってきますし、市民からしたら本当に期待されているわけで、ここの充実なくして介護予防の役割は果たせないというふうに思います。

市長が検討されるということでご答弁がありました。2カ所にする、それは大きな問題であると思っておりますけれども、やはりスタッフを増員して拡充するということは、これは市長が言われたように、専門職員を採用して強化していくということでは、今すぐとは言わないけれどもできる話だというふうに思いますので、段階を踏んで改善され、市民のニーズに応えられるようにしていただくように求めておきたいというふうに思います。

以上であります。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

川村委員。

川村委員 今、白石委員の方で言われたいろんなことに関連になるんですけれども、私も介護予防という部分で、実際に今、被保険者が9,000人という人数を言われましたけれども、もっともっと介護予防につなげていかなければならない認知症という隠れた被保険者がいるという現実を地域の相談の中で聞かせていただいております。もちろん、認知症に関しては外に向けて家族もなかなか言えない、どういう状態かという知識もない、そのことに対して恥ずかしいとか、いろんな意味で1つの殻を破れないといった現状があるということも非常に辛いところかなという相談を受けているんですけれども、総合相談支援事業の中で、もちろんス

スタッフの方のいろんな忙しい状況の中で、家族もどういう相談をしていいかわからない、でも、地域の人がやっぱり地域の年寄りの動向を見て気になるなというような地域連携の中で、そういった地域の民生委員とか、そういった方たちの協力ももちろんいただかないといけないんですけども、1つ踏み込んだこれからの相談事業というのを強化していただきたいなと思っているんです。

もちろん認知症に関しても、この間、内野議員がおっしゃいましたように、認知症サポーターですか、そういった方もどんどん養成していただいて、地域がそういったことに早く気づいてあげれる、そういった流れというのをつくっていただきたいなと思っているところなんですけど、認知症サポーターについても、これからどのような形でやっていただけるかというのはこの間の一般質問でありましたけれども、実際にこれからどういうふうにしようと思っただけしているのかという所見の方を聞かせていただきたいなと思っております。

朝岡委員長 市長。

山下市長 川村委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

この間、内野議員の方から一般質問をいただきました。そのときに私の方が逆に提案をさせていただきました。こちらにいらっしゃる市会議員、またうちの幹部職員も含めてその資格を受けさせていただいて、まず住民の皆さんが目立って相談しやすい立場の人間にその資格を得てもらおうというところで、「先ず隗より始めよ」で、我々がその資格を有していくということとともに、今おっしゃっていただいた民生児童委員の皆さん方にもご提案させていただいて、そういう資格を1時間半の講習で得られるようでございますので、そういうふうにしていくとか、また、ここからは思いつきながらの話でございますけれども、例えば大字を代表して区長であるとか、役員であるとか、そういう方々にもできるだけ、こういうものがあるから受けませんかというような案内をしていくと、そうやって、それぞれの地域の中で目立って相談をされる立場の方々にそういう資格を有していただくということが1つかな。運動として、葛城市としては認知症に対してみんなでそういうことの相談に乗れるんだという体制をつくっていく運動、ムーブメントを起こしていくことが大事だろうと思います。そのためには、まず我々がやっていく。

それと同時に今、葛城市では、サテライト型まちづくり構想という形で、寺口、そしてゆうあいステーションでいろんな相談も受けられるように、嘱託職員、市役所を卒業された方にも座っていただいておりますし、今度1月からは忍海集会所でも人を置かせていただく。もともといる人でさせていただくんですけども、そういう場所でそういう教室であったりとか相談ができるように、我々も体制をどうやって整えていくかということはこれから考えていかなければなりませんけれども、住民の皆さんが集まりやすい場所で、来やすい場所でそういうこともできるということも考えていきたい、構想していきたいというふうに思っております。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより議第48号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第48号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

先ほどございました認知症サポーターの講習の件、市長からのご提案もありましたので、本委員会の所管でもありますので、委員長として議長に、議会全体研修を開いていただいて、議会議員全員がサポーターになれるような環境づくりをご提案させていただいておりますので、またよろしく願いいたします。

次に、議第52号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。よろしく願いいたします。

ただいま上程いたしております議第52号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、産科医療費補償制度及び出産育児一時金について、社会保障審議会医療保険部会において、産科医療費補償制度における掛金の額を見直すこと、出産育児一時金の総額を42万円に維持する方針が決定されたことに基づき、厚生労働省において健康保険法施行令を改正することに伴い、本条例を改正するものでございます。平成27年1月1日から施行するものでございます。

次に、お手元にお配りしております葛城市国民健康保険条例の新旧対照表をごらんください。第3章、保険給付出産育児一時金第4条中、39万円を40万4,000円に改めるものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて、若干お伺いしておきたいというふうに思います。

部長の説明では、保険金の掛金が変更になったということですが、要因として出産育児一時金の額が変更になった、こういうことでありますけれども、その保険金の内容についてお伺いしておきたいということです。

朝岡委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいまの白石委員からのご質問にお答えしたいと思います。

出産育児一時金と申しますのは、出産されたときに保険者から、現在ですと42万円を支給されることになっている制度でございます。それで、産科医療費補償制度というのがございまして、これは平成21年1月に創設されたものでございます。分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と、脳性麻痺の原因分析、再発防止の機能等をあわせ持つ制度として創設されました。それによりまして、現在42万円の出産育児一時金のうち、39万円が出産費用にかかるもの、そして、産科医療費補償制度にかかる3万円というのを加味しまして42万円になっているものでございます。

この3万円の補償がなぜされたかというのは、平成21年1月からそのような制度ができていたわけなんです、それまで分娩時の医療事故では過失の有無の判断が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向がありまして、このような紛争が多いことが産科医不足の理由となっていました。そして、過失の有無は問わないという状況で、この制度は、分娩により重度の脳性麻痺となった子どもさん及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺の原因分析を行い、再発防止策を講じることにより、紛争の防止、早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的として創設されたものでございます。

そして、なぜこれが今見直されたかといいますのは、この制度は先ほど言いました平成21年の1月に発足したものでございます。その当時は早期に創設するために限られたデータをもとに設計されたことなどから、遅くとも5年後をめどに制度の内容について検証し、適宜必要な見直しを行うこととされていたものでございます。このため、この制度の見直しについて検討されまして、原因分析や調整のあり方等の課題から順次見直しの議論が行われ、今、条例改正を上げさせてもらいます平成27年1月より見直し案を施行するという事になったというものでございます。

そして、その見直しの内容としましては、平成27年1月1日から実施されるものでございまして、今までですと、在胎週数33週以上で出生体重が2,000グラム以上、または在胎週数28週以上で所定の要件のある方で、身体障害者手帳1、2級相当の脳性麻痺、または先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺の方々が対象とされておりました。それが、平成27年1月1日以降の出産に当たりましては、在胎週数32週以上で出生体重が1,400グラム以上、または在胎週数28週以上で所定の要件のある方を対象とするということになっております。そして、この掛金の方ですが、今までは3万円というのが1.6万円に引き下げられました。といいますのは、今後の年間の出産の人数とかを勘案されまして、現在の産科医療補償制度の収支の状況等を勘案されまして、3万円を1.6万円に引き下げられました。一方、出産にかかる費用はかさんでくる状態ということも勘案されまして、その出産費用の部分を40万4,000円に引き上げられたことによりまして、合計で42万円、それは変わっていない状況でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 課長の方から詳細にご説明いただきました。要は、産科医療補償制度の掛金が3万円だったものが、実際には3万円も要らないという形で、重度の脳性麻痺児等の再発防止や原因の分析、そういうことにかかる費用が見込みよりも小さかったという形で、それらが平成27年1月1日から見直されて、その差額分1万4,000円が39万円にプラスされて提案されている、こういう理解でいいわけですね。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

西川委員。

西川委員 このことについてはいろいろ説明を受けておりましたけれども、本当にこの3万円の部分がきちんとそういうふうに使われているのかどうか。といいますのも、産科、婦人科というのが葛城市でももうなくなってしまったんですね。その1つは、やっぱり先ほど言いました分娩時の事故であるとか、ほか労働条件等もあると思いますけれども、それらを起因して産科というのがなくなってきているんじゃないかなど。実際の3万円でどのように、本当にそういうふうに使われていたのかどうか。それを少なくしていったって、本当にこの少子化の時代に、産科、婦人科の医院、行政が、国も含めて一緒になってきちんとやっていかなければならない部分を減らしていくというのはどうかなど、こういうふうに今僕も思うんですけれども、今その3万円というのは分析をやると言われるけれども、その方々が保険でどういうふうな使われ方を、僕はよくわからないので。ちょっと教えていただきたいんですけど。

朝岡委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいまの西川委員からのご質問にお答えしたいと思います。

その3万円に対して全国の事例なんですけれども、今まで現在で、平成21年にこの制度ができてから1,186件の審査件数がございました。そのうち1,010件が補償対象にされております。それで、それぞれ3万円を負担されまして、その中で産科医療補償制度によって、そういう脳性麻痺の子どもの場合に満1歳の誕生日から満5歳の誕生日まで申請できるということになっております。それによりまして脳性麻痺の対象とされた場合には、保険の方から3,000万円が支給されることになっております。その支給された件数によりまして収支が賄われているものがございます。それで、年間のそれぞれの3万円の金額と、3,000万円の補償をした件数によりまして保険金として支払われるという中で、毎年将来の3,000万円のそれぞれの脳性麻痺に支払うお金を準備金としてされております。今まで制度が発足してからの5年間の中での準備金の金額と、これから平成27年1月1日以降の出産の対象者数を推計されまして、それによりまして2万4,000円が必要になるということになりました。それに対しまして、先ほど言いました収支会計の剰余金の中から8,000円を充当されるということで、1万6,000円の保険料で賄うということが決められたわけでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 暫時休憩します。

休 憩 午前10時27分

再 開 午前10時30分

朝岡委員長 西川委員。

西川委員 僕が勘違いしているのかどうか、正常分娩の部分については、帝王切開か正常分娩かどうか知りませんが、正常分娩をするときの補助としては39万円が40万何ぼに上がったというんでしょう。それで1万何ぼになるという。それで、今言われたのは、あくまでも、したら何も出産のときの事故ではなく、出産前にわかっていても出産されると、最初からそういうふうな形で生まれてくるのがわかって、それはそれでちゃんと、平等に、生まれてくるのやから、その方に対してはその保険で賄おうと。出産時じゃないのやね。もう出産前にわかりますやろ、今もう羊水を抜くんやから。出産前にどういうふうな状態になるかというのは大体科学的にわかっている。せやけども、その方には1歳から5歳までで何か症状があらわれて申請をしたら補償していくと。そういう形が減ってきたから、積み立てもあるし、もう3万円を取らんでもいけると、それを正常分娩の方へ回そうと、こういうことかな。

朝岡委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 減ってきたというのではないんですけれども、先ほど言いました3万円の産科医療補償制度を運営されている機構の中で見直しをされまして、3万円を1.6万円に引き下げして、42万円をそのまま維持するという形でいけるということになったものでございます。

西川委員 これだけの統計をとって、年間これだけをずっと産科医療保障に充てていた。それを今もうずっと続けなくても、積み立てがあるので、年間これぐらいの費用がかかることは、わかっているんで、もう3万円を1万6,000円ぐらいでいけるやろと、こういう話やな。わかりました。俺はちょっと勘違いしていたけれども。

ただ、そのことはそのことやろうけれども、後の出産時のいろんな事故については、それぞれの医院なり、個人的に対応しろということやろうと思いますけれども、このようなことはある程度の国の働きも含めて、こういうふうなことはやっぱり全部が国の産科医療制度ではなしに、この保険事業、これだけ少子化の中ででしたら、市長、やっぱりちょっと働きかけを、全部じゃなしに、その部分をどこかの病院の方の産科医の養成なり、個人の分娩の手助けも必要ですけれども、その辺に振り向けてもらうような働きかけも僕はしていただきたいなど。何でもかんでもというわけにはいきませんが、そういうふうに、せつかく3万円の部分は減らすんじやなしに、そっち側はそっち側で1つの形を働きかけていていただきたいなど、こういうふうに思います。そうでないと、大病院ももう産科をなくしていつているという、閉じていつているというふうな状況でございますので、そこらを、葛城市の市長がどれだけ力があるのかというふうなこともありますけれども、地方が衰退していく中で、市長のお力でしっかりとこの部分は働きかけていていただきたいなど、こういうふうに思っております。そのところをひとつお答えいただいて、私の質問を終わります。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 西川委員から強い要望ということでございます。1市の市長が国に対してどれだけの働きかけができるかわかりませんが、これは2つの問題があるのかなというふうに思います。1つは、今、委員がおっしゃっていただいたように、産婦人科が少なくなっているこの時代の中で、そのリスクを医者だけにとらせるのか、それを国や地域も含めてフォローしていく体制というのをとるべきではないだろうかというお話と、もう一つは、私の妻も

子どもを産んだときに産婦人科にかかっていました。その産婦人科は、何度も何度も親を呼ばれて会話を行われるんですね。その会話の中で、出産というのは保険がきかない治療であるということとともに、リスクを伴う問題であるということ、リスクヘッジとして何回も何回も両親を呼んで説明会を行われて、こういう危険性もある、こういう問題もあるよ、だからこういう体の管理をしていきたいと思いますというようなことをずっとやってこられました。やはりそういう双方向の問題があると思います。私にできることは、そういう声をしっかりと届けていくことと同時に、やはり産婦人科の皆さん方にも、リスクヘッジとして、出産される方に対してのしっかりとした情報提供、こういうことを含めてできるような体制づくりというものも呼びかけてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第52号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、次に、議第53号、葛城市水洗便所改造助成条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

川松上下水道部長。

川松上下水道部長 上下水道部の川松でございます。どうかよろしくお願いたします。

それでは、議第53号、葛城市水洗便所改造助成条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、葛城市の水洗化率の向上を目指すため、助成の対象を現条例適用範囲等の拡大を行い、既設便所を水洗便所に改造するための助成金を交付し、水洗化率を向上しようとするものでございます。現状といたしましては、平成25年度末現在の水洗化率は87.58%で、残り12.42%は未水洗化率であります。そこで、市制10周年の記念の年に当たり、葛城市水洗便所改造助成条例の一部を改正して、水洗化率を向上しようとするものです。

それでは、新旧対照表をごらんください。新旧対照表第1条中の改正内容は、条例第2条第1項中の語句の訂正として、助成の対象第2条、助成の対象は処理区域内における家屋の所有者またはその所有者の同意を得た者で、供用開始告示後3年以内に水洗便所に改造しよ

うとするものとする。ただし、官公省、会社、その他の法人については助成の対象としない。次に、同条第2条第1項の次に第2項を加えました。第2項、前項本文に規定する期間を超える場合において、次の各号のいずれかに該当する者は助成の対象とすることができる。第1号、処理区域内における家屋を近く除却し、または移転する予定がある者。第2号、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある者。第3号、その他、市長が適当と認める者。新旧対照表の第2条中の改正内容として、第2条第2項を削るとしております。これは、次の附則、施行期日第1項において、この条例中、第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するとしております。次に附則、助成の対象の特例第2項において、第1条の規定による改正後の葛城市水洗便所改造助成条例（以下新条例という）第2条第2項に規定する助成の対象に該当する者については、平成27年4月1日以後に新条例第4条に規定する助成金の交付の申請を行う者であって、平成30年3月31日までに新条例第6条に規定する市長が行う検査に合格した者に限り助成金を交付することができるとしております。これは、新旧対照表の第1条中の供用開始告示後3年以内に水洗便所に改造していない世帯について、平成27年4月1日以降に申請書等を提出いただいてから、平成30年3月31日までに工事完了後検査に合格した場合に助成金の交付対象となるように改めようとするものです。次に、新旧対照表第2条では、第2条第2項として、改正された規定については平成30年4月1日をもって削除するものです。

以上、簡単ではございますが、水洗便所改造助成条例の一部改正の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 助成の対象の中身、これまで助成を受けた戸数あるいは助成を受けられないで水洗化をされた戸数、また冒頭に言いましたように、これから助成対象となる戸数、これらについて、まずお伺いしたいというふうに思います。

朝岡委員長 西川課長。

西川下水道課長 下水道課の西川でございます。ただいまの白石委員のご質問にお答えいたします。

平成16年10月より合併して以来、助成金の対象となりました件数は618戸でございます。それから、合併以後、助成金の対象とならなかった戸数は680戸でございます。今後、4月1日より条例が施行されますと対象となりますのが、平成25年度末で1,785戸ございましたけれども、今年度39戸が接合されておりますので、1,740戸程度が今現在残っている状態でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 課長の方からご答弁をいただきました。合併後3年以内に水洗化された方が618戸、助成対象外において施工された方、水洗化された方が680戸、これから助成対象になると思われる戸数が、1,785戸のうち39戸が接合されるということでありますので、1,746戸が対象になるということであります。この間、決算や予算の委員会の中で、今後水洗化率を引き上げて

いくためにどのような経営努力をするんだというふうな形で、助成の額あるいは対象あるいは大口の事業者に対する水洗化の奨励とか督促、そういうこととかをされてきたので、そんな中で助成制度を拡大するということについては歓迎できることであります。しかし、やはり何か制度を新たにしていくということになれば、こぼれる人たちが出てくるわけですね。その対象外となる680戸の方がいるわけです。こういう方たちに対しては、全く救済とかそういうものは考えなかったのか。考えたけれども、やはりこれはもう無理だということになったのか、お伺いしたいというふうに思います。

もう1点は、一定、平成27年から平成30年まで3年間ちょっとあるわけですかね。時限的に期間を定めて、効果を見てそれを延長するかどうか判断されるというふうに思うんですが、そういう可能性というのはあるものなのか、そういう考えを持っているのかどうか、この点も聞いておきたい、このように思います。

朝岡委員長 西川課長。

西川下水道課長 下水道課の西川でございます。ただいまの白石委員のご質問にお答えいたします。

合併以後、今まで対象外となられた方が680戸ございますけれども、この条例をさかのぼって救済するとなれば、1件5万円、680戸、トータル3,400万円になると思いますけれども、この3,400万円が今の下水道事業会計で割合として大きくなりますので、ただいま一般会計より10億円近い繰入金を受けている中で、まだ更に3,400万円の財源が必要となります。使用料は年次増加していきますけれども、直ちに1,000万円、2,000万円の財源ができるわけではございませんので、その点はこれから3年間ということに限らせていただきましたけれども、この3年間といいますのは、この条例ができて3年ということは周知期間等も要りますので、用意してから完成するまで3年ぐらいの猶予を見ておかなければいけないというのが最低条件になると思いますので、その3年間を一応区切りといたしまして、今回この新しい条例の規定を設けさせていただいたこととなります。今後この条例の効果が大きく変わってきたら、その先にもまた再延長という方向も考えられますので、今後検討していきたいと思っております。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 課長の方からご答弁をいただきました。680戸の方は現実に施工され水洗化をし、使用料も払っていただいている方で、下水道事業に貢献していただいている方なんです。ただ、3カ年のうちにできなかったといういろんな事情があったわけで、しかしそれが現実に救済の措置が全く考えられない。今の課長の答弁では5万円掛ける680戸で3,400万円やと、これは言われたら大きな金額になる、こういうことになるんだけれども、例えば1万円にすとか2万円にすとか、やはり公平な原則、立場からしたら、これからやられる人は3年間のうちはこの5万円を受けられる。これは、よいことだと、一定努力されているというふうに思うんですが、すんなり賛成できない。やっぱりそこには680件の方々がかたく省かれている。これはもう当然、3,400万円といえば水道事業会計からしたら大きな支出になる。それはよくわかる。それは課長の答弁を受け入れられるんですけれども、5万円じゃなくて1万円だったらどうなのかとか、2万円だったら耐えられるのかと。下水道に接続していない人は、そ

れは仕方がないが、助成金をもらわないで接続した人が、新しい制度を導入しようとしているときに全く考えられていない、配慮されていないということは、私は若干問題だと。これに反対とか、そういうわけじゃないですよ。そこの救済というものを考えるべきではないのかと思います。この市民は3年以内に接続工事をやらなかったということはありますけれども、それは置いて、やはり平等な取扱いをしていくことを原則に考えていただいて、今後ぜひ検討していただきたい、このように思います。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 なかなか難しいことをおっしゃっていただきました。この間から肺炎球菌ワクチンが国の制度に変わって、皆様のご負担が10月1日から3,000円に変わりました。それまでは約8,000円程度ご自分でご負担いただいております。今年の9月30日までは8,000円のご負担をいただいております、10月1日から3,000円のご負担。じゃあ今までの方に対してその分のお金を返しますかといったら、そういうことはできないということになります。それぞれその時点時点で適切なる処置をしていかなければならないというのは、やっぱり条例であったり法の原則であろうというふうに思います。白石委員がおっしゃる気持ち是十分にくみ取らせていただきたいと思っておりますけれども、それを再度検討するということはご勘弁いただきたいというふうに思います。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 市長は予防接種の問題について例を挙げられましたけれども、私はそれとは区別しているんです。というのは、現実にこの680戸の人たちは使用料をずっと払っていただいて、下水道事業に大きく貢献、あるいは公衆衛生の向上にずっと貢献していただいているわけですよ。だから一過性のことではないわけでね。だから私はこういうことを言っているわけで、市長の言っていることはよく理解できる。それはよく理解できます。せやけど私は、下水道事業に加入していただいて使用料を払っていただいて、会計、財政に貢献していただくとともに、常々そのことによって地域の環境や公衆衛生の向上に貢献していただいているということですから、そういう点からの公平性の問題も言っているわけで、市長からそういう答弁がありましたけれども、若干、市長との、予防接種との考え方とはまた違うのではないかということをおきたい、このように思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第53号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第53号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時05分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議第54号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決についてを議題といたします。

本案につきましては分割付託されておりますので、本委員会の関係部分につき提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。ただいま上程いたしております議第54号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について、本委員会に付託されております部分についてご説明申し上げます。

1ページ目をお願いいたします。歳入歳出予算の補正についてでございます。全体といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,893万7,000円の追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億9,405万7,000円とするものでございます。

それでは、分割付託されております厚生文教常任委員会の所管にかかる部分につきまして説明申し上げます。なお、人件費につきましては総務建設常任委員会の付託案件でございますので、よろしくをお願いいたします。

事項別明細書の歳出より説明申し上げます。12ページをお願いいたします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、18節備品購入費20万円の追加でございます。

めくっていただきまして14ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節負担金補助および交付金では、過年度分後期高齢者医療療養給付費等負担金1,382万8,000円の追加でございます。4目障害者福祉費、23節償還金利子及び割引料431万9,000円の追加でございます。5目老人福祉費、13節委託料317万7,000円の追加でございます。19節負担金補助および交付金4,800万円の追加でございます。28節繰出金34万円の減額でございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、1節報酬では、子ども・子育て会議委員報酬16万円の追加でございます。9節旅費6,000円の追加でございます。めくっていただきまして、13節委託料85万6,000円の追加でございます。

16ページ、3項国民年金事務取扱費、1目国民年金事務取扱費、18節備品購入費35万円の減額でございます。

めくっていただきまして17ページ、4項生活保護費、2目扶助費、23節償還金利子及び割引料3,864万2,000円の追加でございます。

18ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、7目環境衛生費、13節委託料86万4,000円の追加でございます。15節工事請負費1,342万6,000円の追加でございます。

めくっていただきまして19ページ、2項清掃費、2目塵芥処理費、1節需用費421万1,000円の追加でございます。15節工事請負費300万円の追加でございます。

次に25ページ、6款土木費、4項都市計画費、2目公共下水道費、28節繰出金200万円の追加でございます。

次に27ページ、8款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、28節繰出金347万1,000円の減額でございます。2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費42万円の追加でございます。

28ページ、3項中学校費、2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金74万円の追加です。4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、11節需用費83万円の追加でございます。

めくっていただきまして、5項社会教育費、4目公民館費、11節需用費207万9,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金では、公民館等施設整備事業補助金100万円の追加でございます。

めくっていただきまして、6項保健体育費、2目体育施設費、7節賃金47万2,000円の追加でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金では、障害者自立支援給付費負担金131万4,000円の減額でございます。障害者自立支援医療費負担金817万5,000円の減額でございます。障害者自立支援医療費負担金75万6,000円の減額でございます。障害者医療費負担金1,024万5,000円の増額でございます。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金4,950万4,000円の追加でございます。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金では、障害者自立支援給付費負担金65万7,000円の減額でございます。

めくっていただきまして、障害者自立支援医療費更生医療負担金408万7,000円の減額でございます。障害者自立支援医療費育成医療負担金37万8,000円の減額でございます。障害者医療費負担金512万2,000円の追加でございます。

19款諸収入、3項雑入、3目過年度収入、1節過年度収入では、特別障害者手当国庫負担金、障害児通所給付費国庫負担金、障害者自立支援給付費国庫負担金平成25年度精算によりまして、335万円の追加でございます。4目雑入、2節雑入では、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金801万円の追加でございます。

以上、歳出歳入の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

朝岡委員長 それでは、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 平成26年度葛城市一般会計補正予算（第4号）について若干の質疑を行ってまいりたい、このように思います。

歳出の事項別明細書12ページから伺ってまいります。

まず、2款総務費、1目戸籍住民基本台帳費の庁用備品購入費20万円について内訳をお伺いしたいと思います。

それから、14ページに移ります。民生費、5目老人福祉費の13節委託料、介護保険システム改修委託料317万7,000円、これは当初にはなかった事業だというふうに思います。さらに、19節の負担金補助及び交付金、地域介護・福祉空間整備推進補助金が4,800万円計上されております。これは国費100%で事業が行われるということでありまして、前後しますが、介護保険システム改修委託料については2分の1の国費ということでありまして。

以上3点についてまずお伺いしておきたいと思います。

朝岡委員長 西川課長。

西川市民窓口課長 市民窓口課の西川です。先ほどの白石委員の質問について説明させていただきます。

18節の備品購入費につきましては、サテライト市役所を忍海集会所に追加で常設するために使います電動検印機の購入ということで上げさせていただいています。

以上です。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願いたします。白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

老人福祉費の委託料、介護保険システム改修委託料についてでございますが、これにつきましては、平成27年度、介護保険制度改正に伴う介護保険関係のシステムの変更でございます。主な内容といたしましては、一定以上所得者の利用者負担の見直し及び高額介護サービス費の見直し、それから介護予防、日常生活支援総合事業の実施及び予防給付の見直し、特養への新規入所者を原則として要介護度3以上の要介護者に限定、低所得者に対する公費による介護保険料軽減の強化、有料老人ホームにあるサービスつき高齢者向け住宅への住所地特例の適用などの制度改正に伴いまして、市内認定台帳管理を行っております受給者情報等の管理システムと、国保連システム課における受給者情報等のデータ授受に関するシステム改修が必要になったものでございます。平成26年度中に措置の必要があるシステム改修をお願いするものでございます。

次に、負担金補助及び交付金の地域介護・福祉空間整備推進補助金4,800万円でございますが、これにつきましては、今現在工事が始まっております老健施設の開設準備に要する経費を補助する事業でございます。市を經由して申請を行い、国の方からまた市を經由して事業者に補助するというものでございます。これは1床当たり60万円ということで、80床で4,800万円ということでございます。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 まず、庁用備品の購入費については、先般来、協議会等でご報告いただいておりますサテライト庁舎事業として、忍海集会所が大字の要望を含めて実施されるということで、電動検印機の購入ということでありまして、了解いたしました。

それから、介護保険システム改修委託料317万7,000円、これは国費が2分の1ということで、国は新総合事業というか計画の中で、要支援者に対して、介護保険から外して市の地域事業として実施していく準備なり、あるいは保険者、先ほど申されたように一定の所得、収入がある人は1割から2割の負担、利用料の2割の負担を導入していく、あるいは高額の比についても引き上げていく、そして特別養護老人ホームへの入所は原則として要介護3以上でないとは入れない、特別の事情ということで市が認めなければ入れない、こういうことの改正をするために計上されているわけでありまして。ならば、最低100%国がシステム改修の費用を持ってやられるべきだというふうに私は思うわけで、何で市民あるいは被保険者、利用者の介護保険あるいは予防のサービスが低下することに対して負担しなければならないのか。

ご承知のように、今年4月1日から消費税が3%引き上げられた。全て社会保障費に充当し充実されるんだ、こういうふうに言われてきた。ところが一方で、介護保険給付費が増嵩する、これを押さえるために、国は先ほど申しましたような施策をどんどん推し進めてきているということですね。市としては、これは受けざるを得ないというのはありますけれども、せめて、国が勝手に決めて地方自治体に押しつけてくる分につきましては、これは全額国費をもってやられるべきではないかというふうに強くこの間思っているわけで、より被保険者、市民にとっていい改正に伴うシステム改修でしたら、ただ喜んで単費でもと思いますけれども、これではちょっと市としては不本意な支出だというふうに思います。その点、見解を聞いておきたい。

それと、地域介護・福祉空間整備推進補助金、これは老健施設と言いましたね。これは何年度の建設なのかな。林堂と、東室になるのか西室になるのか、あるんですけども、どちらなのかな。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの質問でございますが、西室の方でございます。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 いろいろと国の制度の中で、制度が改正される、システムが改正されるというところであるならば、我々市もついていかざるを得ないというところがございますので、よしあしにかかわらず対応していかなければならない事例もあるということだと認識しております。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 改めて市長から答弁があったわけでありましてけれども、国民、市民の皆さんは、3%の引き上げ、これは社会保障の充実のためにはやむを得ないという形で受け入れてきているわけですね。そんな中で、このシステム改修の理由について課長からご答弁いただきましたけれども、利用料の負担の増額、高額の助成に対する基準の引き上げ、金額の引き上げ、やっぱり利用者あるいは被保険者、市民からとったら、全く負担が大きくなり、特養にも基本的に要介護3でないとは入れないみたいな状況になっている。介護保険制度ができたときに国は何を言ったか。誰でもがいつでもどこでも必要な介護サービスを受けられるんだと、こんなバラ色の宣伝をしていたんですね。ところが、利用できないような状況になってきている

と。そのための改修、このものには私は反対しませんが、地方自治体として受けざるを得ない、市長の答弁のとおりです。しかし、その内実をきちんと押さえておかなければならないというふうに私は思いますし、やはり保険者は、原課はそういうことを踏まえて事務処理に、事業に当たってもらわなきゃならないというふうに思います。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

赤井委員。

赤井委員 18ページの15節工事請負費と13節の委託料、これを1つ、内容説明をお願いします。

朝岡委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川です。よろしくお願いします。

この工事請負費といいますのが、経済産業省がやっております次世代自動車の普及のために、特に電気自動車の普及のための充電設備が不足しているということで、それを充実させるために補助金をつけている事業でございまして、補助金対策としましては、次世代自動車振興センターというところが約3分の2、それと、自動車メーカー4社によります充電インフラ普及プロジェクトという団体が残り3分の1の補助によりまして、消費税を除くおおむね100%補助になるものでございます。どこにつけるか、どういうものかと申しますと、電気自動車用の急速充電器をつけるものでございます。場所としまして、道の駅のふたかみパーク当麻、それと相撲館の前にそれぞれ1基ずつ、その2カ所を予定しております。なぜこの2カ所かといいますと、新庄地区の日産の営業所に現にありまして、それと、山麓線沿いの南藤井にありますファミリーマートにこの12月か1月ごろにできる予定となっております。それで、当麻地区に道の駅と相撲館の2カ所に設定します。工事内容としましては、先ほど申しました急速充電器をそれぞれ1基ずつ設置するというものでございます。補助金としまして、先ほど申しました次世代自動車振興センターが約3分の2、自動車メーカー4社によりますプロジェクトから残り約3分の1が補助金としてあります。消費税を除くほぼ100%補助という事業でございます。

朝岡委員長 赤井委員。

赤井委員 利用できる時間帯は何時から何時とかあるんですか。

それと、日産の営業所と南藤井にできる予定ということなんですが、そこも同じ扱いになるんですか。その点について説明願います。

朝岡委員長 西川課長。

西川環境課長 うちが申請しておりますのは、道の駅ふたかみパークと相撲館のこの2カ所、2基分でございます。日産の営業所とかファミリーマートとかはそれぞれ民間が申請しているものでございます。両方とも24時間対応です。

委託料は、急速充電器2台分のメンテナンス代でございます。

朝岡委員長 赤井委員。

赤井委員 利用料金は幾らぐらいになるんですか。無料ですか。

朝岡委員長 西川課長。

西川環境課長 8年間は、それぞれトヨタ、日産、ホンダ、三菱の電気自動車を買われたオーナーの方がプリペイドカードのようなものを購入されまして、そのプリペイドカードを機械に挿入されますと、1回当たり約500円程度のお金が自動的に課金されるというようなシステムになっております。メーカーごとに若干違いはあるようなんですが、8年間は課金制度が生まれて、使われるごとに1回500円程度課金されまして、それが自動車メーカー4社でついております団体の方に課金されます。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 今後のことにつきましてはまだ、8年間というふうに償却の方を言われていますので、それ以後は、行政の方が取らせていただくのかどうするかという形で、まだこれからの検討になるところでございます。

それと、財源の方でございますけれども、今回801万円という形になってはいますが、残り3分の1に関しましては、年度が変わりましてから振り込まれるということでございます。今回3分の2を先行でいただきまして、残り3分の1につきましては次年度、平成27年度の6月ごろだというふうに聞いておりますけれども、葛城市にいただくという形になっております。

朝岡委員長 赤井委員。

赤井委員 當麻地区については一応2カ所、新庄地区については一般事業が設置ということになるんですが、市として新庄地区の方へやってもらえるということはないんですか。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 今回いろいろと検討いたしまして、何カ所できるのかという申請の書類の中で、3カ所から4カ所というふうに思っておりましたけれども、採択できるのが2カ所しかないというお話でございました。急速充電器が2カ所しかない、残りは普通の一般の充電器だということで、一般の充電器に入れますと7、8時間かかるというようなものでございますので、皆さんが往来するところにそういうものをつけても意味がないということでございましたので、今回は急速充電器、新庄地区に民間でございましてけれども2カ所があるならば、じゃあ當麻地区2カ所で対応させていただこうということで、こういう形になったわけでございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 関連で、赤井委員が質問された急速充電器の設置について若干お伺いしておきたい、このように思います。

市長の方から改めてご答弁をいただいているんですけども、今回、法人なりメーカー4社による助成については、この補正予算で3分の2、801万円が計上され、次年度において440万円相当ぐらいが計上されると、これで100%という理解でいいわけですね。それはそれでご答弁をいただきたいというふうに思います。

また、これが後、どうなるかが見通しがわからない、8年後どういうふうにメンテ、運営をしていくのかというのは今後の課題だということでもありますけれども、国が推奨して団体や自治体の協力を得て進めていこうということでやられているわけで、国の今後の方針とい

うのはありましようけれども、基本的にこれを地方自治体が運営、維持していくことはいかなものかというふうに思うわけでありませうけれども、そういう可能性があるのかどうかを確認しておきたい、このように思います。

引き続きお伺いしていきたい。

戻りまして10ページ、民生費、1目児童福祉総務費、1節の報償費、報酬ですね。子ども・子育て会議委員報酬、当初予算で40万円、10人の委員に対して報酬が当初計上されていた。改めて16万円が計上された。活発にご活動されているというふうに思われるわけですが、この委員の報酬の増額の理由あるいは議論の内容等についてご報告いただければありがたい、このように思います。

それから、15ページの13節委託料85万6,000円、これの児童扶養手当システム変更委託料について、その内容についてお伺いしておきたいというふうに思います。

朝岡委員長 西川課長。

西川環境課長 白石委員のご質問で、残り3分の1の補助金、これは、先ほど言った自動車メーカー4社によりますグループから平成27年6月ごろに振り込まれるという予定でございます。

朝岡委員長 市長。

山下市長 今現在、燃料電池を入れた車の普及ということで、国も後押しして急速充電のステーションを充実させようということをやっておりますが、日進月歩、さまざまな形の新エネルギーを搭載した車が出てまいります。今回の急速充電器につきましては、運営8年間で償却されるという要望でございます。その後のことについては本当にまだわからないという状況でございますし、8年後の日本において新しいものができているかどうかというのわかりませんので、葛城市で運用するというよりも、その状況を見ていきながら、どのような形で対応していくのか、その状況に応じて考えてまいりたい。今のところ、市がそれを運用していくという考は持っていないということでございます。

朝岡委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いたします。

まず最初の子ども・子育て会議委員報酬につきましては、当初では5回で計上しておりましたが、予定しておりました案件ではありましたが、その中で、今現在、子ども・子育て支援事業計画を今年度中に策定する予定になっておりますが、その中で、幼児期の学校教育、保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業の内容につきまして、提供区域の設定の案件と、また、量の見込み、確保についての案件の時間がふえたため、回数が2回ふえております。今後も1月、2月、3月と開催する予定にしております。今年度で合計7回実施することになります。

次に、委託料の児童扶養手当システム変更委託料85万6,000円につきましては、12月1日施行によりまして、児童扶養手当法の一部改正に対応するためのシステム変更委託料の補正でございます。内容につきましては、これまでは、受給資格者や児童が公的年金等を受給できる場合には児童扶養手当は受給できませんでしたが、今回の一部改正により、公的年金を受給していても、その額が児童扶養手当の額より低い場合にはその差額分の手当が受給でき

るようになりました。そのために併給調整の見直しに伴い、児童扶養手当の認定、それから支給業務対応のためのシステム変更の委託料の補正でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ市長、課長からご答弁をいただきました。

急速充電器の設置について改めて聞いておきたいんですけども、財源の内訳において、本補正予算においては、その他のところ、単体で3分の2、810万円で、来年6月ごろに大手4社から残額分相当分が補助として入ってくるという説明でありましたが、725万5,000円が一般財源として充当せざるを得ないわけで、充てていかなければいけないわけで、予算処理上仕方がない、こういうふうには思いますけれども、最終的に、市が委託料あるいは工事請負費を含めて、この2つの設置によってどの程度一般財源が充当される予定なのか、この点をお伺いしておきたいと、このように思います。

それから、子ども・子育て会議委員報酬、いろいろ計画策定の中で頑張られているわけで、当然のことというふうに思います。

児童扶養手当システム変更委託料85万6,000円、これについては制度改正があったと報告を受けております。受給者からすれば、これは前進ということで受け入れられるというふうには思うけれども、これは全くの単費でやらなきゃならない、国の制度改正によって。百歩譲って、所得の要件そのものが改善されて受給者が拡大ということは歓迎できるものですが、こういう点を含めて本当に考えていってもらわなきゃならないというふうに思います。

以上です。

朝岡委員長 西川課長。

西川環境課長 白石委員のご質問にお答えします。

市の持ち出しは幾らになるかというようなことだと思います。道の駅ふたかみパークの方の消費税相当分として87万円ほど、相撲館の方で73万円ほどになります。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 19ページの衛生費、2目の塵芥処理費、11節の需用費、15節の工事請負費について、それぞれ補正の理由についてお伺いしておきたい、このように思います。

それから、29ページの教育費の社会教育費、4目の公民館費の11節の需用費並びに19節負担金補助及び交付金について、公民館分館等施設整備事業費補助金100万円、この内訳についてお伺いしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長兼當麻クリーンセンター所長 新庄クリーンセンターの増井でございます。よろしくお願いたします。ただいまの白石委員のご質問につきましてご回答させていただきます。

まず、塵芥処理費の需用費、光熱水費の内容でございますが、これにつきましては、本年5月より電気料金が、キロワット当たり0.4円の引き上げが高圧受電においてなされており

ます。この増加に伴います差額分といたしまして、月約20万円の増加というふうな形となつてきております。キロワット0.4円ですけれども、これが燃料調整費や再生エネルギー発電促進賦課金にもかかってまいりますので、0.4円の3倍の金額の増加というような形で本年度、電気料金が値上がりしてきておるところで、今回追加補正をさせていただいたところでございます。また、水道料金におきましては、本施設で井戸水を使っておったわけですが、近年、井戸水の濁水等によりまして上水道の使用料が増加してきておりまして、月約10万円余りふえてきているというのが昨年までの実績に対しての増加分でございます。

それと、修繕料が、クレーンのワイヤー切断に伴う修繕料30万円、また、當麻クリーンセンター分でのダンプ、パッカー車の修繕が多数発生いたしまして、合計61万1,000円の修繕料の追加をさせていただいたところでございます。

また、塵芥処理費の工事請負費におきましては、本年の9月より後期の定期補修工事の契約をさせていただいて、9月に一部の工事を終わらせていただいたところでございますが、その内容につきまして、炉内の耐火工事におきまして当初見込んでおりました範囲が、工事にかかりましたところ範囲拡大がありまして、約100万円の追加及びダスト貯留層のヒーターの取りかえ、また、火格子の損耗に伴います部品追加等々がございます。また、まだ約600万円ほどの追加の工事発注をしなければなりません。また、2月に残りの補修工事を行う予定であります。それに対する部品等の分も踏まえまして、現在予算で持っております残額と合わせまして600万円ほどの追加工事が必要となってまいりました。そのために、不足分といたしまして300万円の追加補正をお願いしたところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

朝岡委員長 辻館長。

辻 中央公民館長 中央公民館、辻です。よろしく申し上げます。

公民館費の11節需用費の修繕料207万9,000円の補正でございますが、これにつきましては、中央公民館内の4階に陶芸室がございますが、1階から4階までの間に荷物専用のリフトがございます。これがこの秋、動かなくなりまして、その結果ですが、老朽化また金属疲労のため、安全対策のために、巻き上げ機、またワイヤーロープ、電気制御機器等々を一式交換する必要があるということで、その経費でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 和田課長。

和田生涯学習課長 生涯学習課の和田でございます。

社会教育費の中の公民館費、19節負担金補助及び交付金の中の公民館分館等施設整備事業補助金100万円の内訳でございますが、通常、公民館分館等施設整備事業補助金といたしましては、分館等の新築、増築、改築並びに施設の修繕または必要な機器の備品の購入といった補助のメニューがございます。通常、補助率は2分の1ということで補助をさせていただいております。毎年11月に、各大字区長から翌年度の公民館の修理事業や備品購入の要望を調査いたしました上で新年度予算を編成いたしまして、改めて新年度に各大字の方から交付申請を行っていただき、事業を行っていただいておりますが、この11月の要望時期に大字の

方から要望がなく、新年度に入ってから、例えば瓦が割れた、雨漏りがしてきた、老朽化で壁が落ちてきた、また備品の冷蔵庫やエアコンが使えなくなったといった、こういった緊急性のある修理等については原則的に当年度の予算の範囲で交付を行います、その枠を超えた場合、補正予算を計上し、審議、議決をいただいた上で各大字に事業を行っていただき、補助の交付を行っていくというところでございます。今年、この枠を超えたということで、この補正予算を提出させていただきました。今回の補正の内訳の方でございますが、疋田公民館の屋根の修理、東和苑コミュニティセンターの玄関手すりの取り付け、南藤井コミュニティセンターのエアコンの修理、三才分館の物入れの設置がえ、大畑集落センターの床の張りかえなどで、各大字の事業費の合計が200万5,000円、これの2分の1で100万円の補助金の補正ということでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ詳細にご答弁をいただきました。増井所長の方からご答弁をいただいたわけでありまして、電気料金について、これは致し方ないことになりまして、また焼却炉の工事費についても、これも本当に大変な状況で運転されているということで、どれだけの期間もつかということ自身を私は心配しているわけでありまして、当初、工事費においては5,000万円の予算を計上されていたけれども、現実に足りなくなってきたということで、対応せざるを得ないということになってきているわけでありまして。新クリーンセンターの事業そのものが平成29年に延長されたということで、新庄クリーンセンターの焼却炉を何としてももたせなきゃならないというふうなことで、そういう現状で、日々何が起こるかかわからないというような状況の中で運転をしているわけで、これは計画的に定期的にやっても、老朽化している中ではなかなか見込めないということから、やむを得ないものと思っておりますけれども、見通しを聞いてもあれなんですけれども、平成27年、平成28年、あと2年ですか、これをもたせるのは大変だというふうに思っておりますけれども、やはり工事費なり修繕費を抑えていくというのは、日々の点検、定期チェックは必要だというふうに常々思います。大事故が起これば大変なことになるわけで、ぜひ求めておきたい、このように思います。

中央公民館の荷物を運搬するリフトが故障したということで200万円、これは全額かどうか分かりませんが計上されているわけで、今、公共施設に対するファシリティマネジメントが行われ、改めて事業計画が組まれて、老朽化した施設等を含めて取り組んでいこうとされているわけでありまして、こういう事態は避けて通れないわけですから、当然予算措置をし、市民に迷惑をかけないということが大事だと思います。私は、ファシリティマネジメントはマネジメントとして大事なことでありますけれども、やはり原課はそれぞれ、教育委員会は特に施設の管理、運営をされているので、適宜修理をしていく、そういうことを留意していただきたいし、理事者はそのことに対して柔軟に対応していただきたいことを求めておきたい。

以上です。

朝岡委員長 付議事件の審査も続いておりますので、本案の質疑はこれで終結いたしたいと思っております。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第54号議案の関係部分を採決いたします。本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第54号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時00分

再 開 午後1時29分

朝岡委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、委員外議員が1人おふえいただいておりますので、内野議員が委員外議員でお見えでございますので、よろしくお願いします。

次に、議第56号、平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程となっております議第56号、平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ171万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ21億8,589万1,000円とするものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。介護保険事業費で670万7,000円なんですが、奈良県が設置する介護保険財政安定化基金から葛城市介護保険給付費準備基金に変更するものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございます。3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防二次予防事業費、1節報酬で7,000円の増でございます。

3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目介護予防ケアマネジメント支援事業費では、2節給料1万6,000円、3節職員手当2,000円、4節共済費1万8,000円、19節負担金補助及び交付金で4,000円の増でございます。2目総合相談・権利擁護事業費では、1節報酬で248万5,000円の減額でございます。次に、3目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費では、2節給料で1万6,000円の増、3節職員手当で7,000円の増額、4節共済費で1万4,000円の増額、19節負担金補助及び交付金で3,000円の増額でございます。次に、

4目任意事業費では、13節委託料で68万5,000円の増額でございます。

次に、4款基金積立金、1項基金費、1目介護給付準備基金積立金、25節積立金で1,000円の増額でございます。

歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳入でございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防事業）で、1節現年度分で2,000円の増額。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の1節現年度分で67万9,000円の減額でございます。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金の1節現年度分で2,000円の増額でございます。

次に、5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）の1節現年度分で1,000円の増額。2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で、1節現年度分で33万9,000円の減額でございます。

次に、6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節介護給付費準備基金利子収入で1,000円の増額でございます。

めくっていただきまして7ページ、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）の現年度分で1,000円の増額。3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）、1節現年度分で34万1,000円の減額でございます。

次に、7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では634万7,000円の増額でございます。

10款市債、1項財政安定化基金貸付金、1目財政安定化基金貸付金では670万7,000円の減額でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳出でございます。2款サービス事業費、1項介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費では、7節賃金で192万5,000円の増額。13節委託料で192万5,000円の減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

朝岡委員長 それでは、本案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第56号、平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）について若干の質疑をしておきたい、このように思います。

まず、5ページの第三表、地方債補正において、廃止ということで、保険事業費として、起債の目的が介護保険事業費として限度額607万7,000円、これは奈良県が設置する介護保険財政安定化基金の借り入れを予定していたわけであります。これは歳入歳出においても予算においても規定されているわけでありますけれども、どのような理由によって安定化基金からの借り入れをやめ介護保険準備基金から充当すると、こういうことになったのか、まず説明を求めておきたい、このように思います。

それから、事項別明細書の歳出、保険事業勘定の方、8ページからお伺いしてまいりたい

と思います。3款の地域支援事業費の2目の総合相談・権利擁護事業費、嘱託職員1人だったと思うんですけども、248万5,000円が減額補正になっております。これは当初予算からすれば皆減ということになっているわけでありまして、どのような内容、理由によって全額減額補正ということになったかご説明いただきたい、このように思います。

9ページの4目任意事業費についてであります。認知症ケア向上推進事業委託料68万5,000円が新たに増額補正されております。この内容についてもお伺いしておきたい、このように思います。

10ページの歳出、介護サービス事業勘定についてお伺いしておきたい。1目の介護予防支援事業費、賃金192万5,000円、13節委託料192万5,000円、同額が減額されております。どのような理由によるものか、お伺いしておきたいと思います。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしく申し上げます。

まず、地方債の補正でございますが、これにつきましては、平成25年度中に基金を8,474万7,000円取り崩す予定をしていたわけですが、4,852万3,024円の取り崩しで決算することができました。そのことによりまして、借り入れすることなく介護給付費準備基金の方から取り崩すことができることになったため、市債の財政安定化基金貸付金を減額いたしまして、介護給付費準備基金繰入金を増額補正するものでございます。

続きまして、地域支援事業の嘱託員の報酬の減額でございますが、これにつきましては、平成26年度当初、非常勤職員介護支援専門員を1名嘱託雇用する予定でしたが、自己の都合によりまして退職されたことにより、未執行となりました。そのため減額をお願いするものでございます。

次に、3つ目でございますが、任意事業の委託料の増額でございます。これにつきましては、地域支援事業のメニューの1つの中に認知症ケア向上推進事業がございまして、これの内容でございますが、認知症の人の家族に対する支援の推進ということで、認知症カフェを月1、2回開設いたしまして、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、家族の介護負担の軽減などを図るものでございます。この事業につきましては平成27年度からの事業実施を予定していたわけですが、県の方から追加要望の打診がありまして、委託要請先と調整を行った結果、補正計上させていただいたものでございます。

続きまして、サービス事業費の賃金、委託料の件でございますが、まず賃金につきましては、先ほどご説明いたしました嘱託員の報酬の件、1名減となったわけですが、これに見合う介護支援専門員4名分をこのサービス事業勘定で計上していたわけですが、先ほどの嘱託員の報酬の分は社会福祉士の資格を持つ介護支援専門員であったため、そちらの方で計上していたわけなんですけれども、新たに介護支援専門員1名を補充した結果、こちらのサービス事業費の方で見させていただくということになりました。それと、委託料の減でございますが、これにつきましては、当初の見込みよりも委託件数が、今、前年度からほぼ横ばいの状態を保っておりまして、大きく増加することなくこのまま推移するという

ふうな見込みで減額補正をした次第でございます。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 門口課長からそれぞれご答弁をいただきました。当初、第5期介護保険事業計画の最終年度に当たって、介護保険準備基金繰入金から8,474万円の繰入れを予定していたということでありましたけれども、それが4,852万円でおさまったということで、残額がまだあると。だから、県の財政安定化基金貸付金からの借入れをしなくてもよくなったと。先ほど来、課長の説明のように、当初見込まれていたサービス給付費が横ばいで、増嵩が少なかったという形でこういう結果になったということで、これはこれとして歓迎できるものだというふうに思います。

そこで、改めて聞いておきたいんですけども、介護保険給付費準備基金の平成26年度末の予定の残高について改めてお伺いしておきたい、このように思います。

それから、8ページの嘱託員報酬1名、雇用が予定されていたけれども都合により退職をされたという形であります。それに見合う形で、サービス勘定のサービス事業費において臨時雇用賃金という形で、アルバイトという形で、192万5,000円で対応していくと。この間、アルバイトではなく嘱託職員として採用し、一定の雇用の安定、身分の安定ということを試みてきたわけですが、こういう結果になったのはちょっと残念でありますけれども、また改めて、少なくとも嘱託職員の確保という形で対応していただきたいというふうに思います。

それから、任意事業の認知症ケア向上推進事業委託料68万5,000円、これは、平成27年度に予定していたものが、県からのお話があって本年度で実施していくということになり、委託先もあったということで実施されるわけで、これは本当に認知症の方を抱える家族にとっては心強い話なんですけれども、委託先はどこなんですか。これから実施されるわけで、どの程度の対象者を予定されるか。委託先、その辺とあわせてお伺いしておきたい、このように思います。

それから、サービス計画作成委託料の減額でありますけれども、これは、保険勘定あるいはサービス勘定含めて、給付というか支援事業そのものの事業費が、当初第5期の事業計画の中で、これはえらいことやと、準備基金が底をつくのではないかと、こういう心配をし、財政安定化基金からの借入れも想定してやってきたわけですが、これは幸いにしてと、どういう表現をしたらいいのかわかりませんが、介護保険の会計、財政からすれば本当に一息ついた、こういう状況だというふうに理解をしておきたい、このように思います。

引き続き答弁をよろしくお願いします。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 まず、平成26年度末の基金残高の見込みでございますが、このまま推移いたしますと仮定いたしまして、2,980万円の見込みをしております。

それから、認知症カフェの委託先でございますが、これにつきましては、地域密着型サー

ビス事業所でありますグループホーム悠久の里を予定しております。対象人員でございますが、今現在グループホームに入所されている方を中心に、その方のご家族であるとかいう形で実施していこうと思っております。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 介護保険給付費準備基金が平成26年度末で約3,000万円の残額が見込まれるということで、これは第6期の介護保険事業計画策定における需要見込み、あるいはそれに伴う保険料の決定に当たって、私は非常に大事なことだというふうに思っています。そのことをここで原課にお伝えし、対応していただきたいということを述べておきたいというふうに思います。

任意事業の認知症のケア向上推進事業の内容について、更に詳しくご説明いただいたわけですが、現況はグループホームに入所されている方々あるいはその家族とかを対象にしているということですね。だから、地域の人たちにそういう施設に来ていただいて取り組みをしようということにはまだなっていないわけですね。この点だけお伺いして終わっていただきたい。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 場所が悠久の里というグループホームのところ開設するということですので、まずは入所されている方を中心といたしまして、徐々にほかの認知症の方、それから家族の方にこのカフェに集っていただいて、そういう支援をしていくというふうに考えております。

白石委員 はい、わかりました。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより議第56号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第56号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第61号、平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま上程となっております議第61号、平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。歳出予算の補正でございます。歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第一表、歳出予算補正によるものです。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費では、2節給料で1万6,000円の増額、3節職員手当等で6万4,000円の増額、4節共済費で1万7,000円の増額、11節需用費で10万1,000円の減額、19節負担金補助及び交付金で4,000円の増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

朝岡委員長 それでは、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第61号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第61号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第57号、平成26年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

川松上下水道部長。

川松上下水道部長 上下水道部の川松でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

ただいま上程いただきました議第57号、平成26年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,100万円とするものです。本補正予算につきましては、本年4月の人事異動及び人事院勧告に伴っての給与改定による人件費の追加補正でございます。

それでは、歳出予算から説明させていただきますので、事項別明細書の4ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の2節給与で7万3,000円を減額、3節職員手当等で38万8,000円、4節共済費2万円をそれぞれ追加し、19節負担金補助及び交付金で1万7,000円を減額し、一般管理費では31万8,000円を追加補正するものです。

次に、2款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、1目下水道建設費の2節給料で38

万5,000円、3節職員手当等で105万2,000円、4節共済費15万6,000円、19節負担金補助及び交付金で8万9,000円をそれぞれ追加し、下水道建設費では合わせて168万2,000円を追加補正するものです。

続きまして、3ページをお開きください。歳入予算について説明させていただきます。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、歳出に充当するための財源の繰入れで200万円を追加補正するものです。

以上、簡単ではございますが、下水道事業会計の補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 それでは、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第57号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第57号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、次に、議第62号、平成26年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

川松上下水道部長。

川松上下水道部長 上下水道部の川松でございます。どうかよろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議第62号、平成26年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。本補正予算の主な補正内容といたしましては、本年4月の人事異動及び人事院勧告に伴っての給与改定により、人件費等の減額補正でございます。次に、第2条の収益的収入及び支出では、支出の第1項営業費用で896万2,000円を減額いたしまして、水道事業費用の総額を6億9,438万3,000円にするものです。

ページをめくっていただき、2ページをお願いいたします。第3条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、職員給付費9,842万3,000円を8,946万1,000円に改めようとするものでございます。

続きまして、収入支出の見積基礎に基づきましてご説明申し上げますので、6ページをお開きください。今回、収益的収入の補正はございませんでした。次に、収益的支出の第1款

水道事業費用、第1項営業費用の第1目原水及び浄水費では、1節給料で380万円、2節手当で234万円、また、3節賞与引当金繰入額45万円、それぞれ人事異動及び人事院勧告に伴っての給与勧告により合わせて減額し、次に、5節報酬65万円を増額するもので、6節法定福利費では198万円を減額し、合わせて原水及び浄水費では792万円を減額補正するものです。

また、2目配水及び給水費では、人事異動及び給与改定に合わせて、1節給料で220万円、2節手当115万2,000円、3節賞与引当金繰入額23万円、6節法定福利費115万円をそれぞれ減額し、配水及び給水費では473万2,000円を減額補正するものです。

次に、3目受託工事費では、人事院勧告による給与改定により、1節給料で3万円、2節手当1万円、3節賞与引当金繰入額1万円、6節法定福利費8万円をそれぞれ追加し、合わせて受託工事費13万円を追加補正するものです。

また、4目総係費では、人事異動及び人事院勧告による給与改定により、1節給料で25万円、2節手当34万円、3節賞与引当金繰入額12万円、5節報酬185万円、6節法定福利費100万円をそれぞれ追加し、総係費では356万円を追加補正するものです。

以上、簡単ではございますが、水道事業会計の補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 それでは、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

それでは討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第62号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第62号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第58号、平成26年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

田中教育部長。

田中教育部長 教育部長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま提案いただきました議第58号、平成26年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正としまして、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ271万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16

億7,863万8,000円とするものでございます。

次に、債務負担行為としまして、第2条に、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるとしまして、3ページに掲げておりますように、学校給食センター調理・配送等業務委託事業としまして、期間を平成27年度から平成32年度の6年度にわたりまして、限度額を5億2,400万円とする債務負担行為をお願いするものでございます。

それでは、次に、歳出よりご説明申し上げますので、事項別明細書の5ページをお開きください。1款1項1目の学校給食総務費でございますが、1節報酬の嘱託員報酬としまして778万7,000円の減額でございます。人事異動によるものでございます。次に、給料は3万4,000円、職員手当は18万円、共済費は6万5,000円のそれぞれ増額です。人事院勧告によるものでございます。7節賃金、臨時職員の賃金としまして140万円の増額、これも人事異動によるものでございます。19節負担金補助及び交付金8,000円を増額で、人件費の補正でございます。人事院勧告によるものでございます。2目の学校給食管理費でございます。11節需用費310万円の増額でございます。燃料費110万円、両センターの重油の燃料費でございます。また、修繕料200万円の増額でございます。當麻給食センターのボイラーの配管で漏れが起こり、十分な圧力や温度が不足している状態で、その箇所を調査し修繕する必要があるために13節委託料の24万9,000円で、あわせて漏水の調査を委託いたしまして修理する予算の方を計上しております。次に、3目学校給食センターの建設事業費、8節報償費の3万2,000円の増額でございます。業務委託審査委員会の委員会開催の回数がふえることによる補正でございます。

次に、4ページにお戻りいただきまして、歳入予算でございます。補正内容につきましては、3款繰入金、1項他会計繰入金の1目一般会計繰入金では347万1,000円の減額でございます。

また、5款2項1目雑入では75万2,000円の増額補正をするものでございます。これは平成25年度の消費税申告による還付税額分でございます。

以上、簡単でございますがご説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

朝岡委員長 それでは、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第58号、平成26年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）について若干の質疑を行っておきたい、このように思います。

まず、事項別明細書の歳出、5ページであります。学校給食管理費において、燃料費が110万円の増額補正であります。当初予算からすれば結構大きな補正になっているわけがあります。重油の費用がふえているというわけでありましてけれども、量そのものがふえたのか、単価そのものが増額によってふえているものなのか、その点をお伺いしておきたい、このように思います。

そして、その需用費の修繕料200万円、委託料の24万9,000円、これは漏水があったということでございますけれども、どのような状況にあって、どのように今まで対応されてきたのか、今後どう対応するのかお伺いしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 高橋所長。

高橋学校給食センター所長 給食センターの高橋でございます。よろしく申し上げます。

それでは、ただいまの白石委員のご質問でございます。重油の量及び単価ということでございます。これにつきましては、両センターとも使用量が増大しております。これは熱効率の悪化に伴うものでございまして、それと、単価も当初予算を見込んでおりました時点よりも上がっているということでございます。

それと、修繕料並びに漏水の委託でございますが、これにつきましては、10月、11月ごろから漏れが激しくなりまして、配管の漏れということで、まず建物内の漏水箇所の調査を行って、その修理をするという予定でございます。現在は使用する時間帯を極力少なくする形で、ボイラーをとめた時間を長く持っているというところでございます。この漏れにつきましては、當麻給食センターでの漏れでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ所長の方からご答弁いただきました。今は下がっておりますけれども、昨今の円安によって、原油等、輸入されるものがやっぱり高くなってきているというふうな状況と、使用量、あるいは、何せ老朽化しておりますから効率が下がってきているということで110万円、結構大きな増額ということでありますけれども、やむを得ないものというふうに思います。

漏水の問題でありますけれども、11月ごろからということで対応されているということで、緊急に対応する必要がなかったと。一定その部分だけ止水をし、運転あるいは使用を調整すれば対応できたということですね。まだ漏れているわけやな。

朝岡委員長 高橋所長。

高橋学校給食センター所長 白石委員のただいまのご質問でございますが、11月ごろから漏れが激しくなったということで、これにつきましては、ボイラーを稼働させておりますが、2基のボイラーを稼働させても熱効率はかなり悪く、温度がなかなか上がらないというような状態が続いております。したがって、重油を極力使わない状態にするには、作業時間を切り詰めた状態でやっていただいたということでございまして、修理につきましては、冬休みに入りたいという予定をしておりますので、給食をつくる日に当たっては作業ができません。長期の休暇で対応したいと、このように思っております。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 対応としては、ボイラーの運転等の調整によって対応し、緊急に対応する必要がなくて、冬休みに修理をすればそれで大体対応できるということですね。漏水ということで、給食の業務に影響が出るということは、私は、緊急の場合は緊急の場合の措置としてしかるべき措

置をとれるというふうに思いますので、そういうことも念頭に置いた柔軟な対応をできるようにしてもらっても結構だというふうに思っています。

それでは、本題に入ります。3ページの第2表の債務負担行為、学校給食センター調理配送等業務委託事業、期間は平成27年度から平成32年度の6カ年度、限度額が5億2,400万円の債務負担行為が設定されている、こういう状況になっていますけれども、まず、この5億2,400万円の、6カ年度に分けてしているわけでありましてけれども、その内容、内訳、また根拠についてお伺いし、議論を深めたい、このように思います。

朝岡委員長 田中部長。

田中教育部長 ただいまの委員のご質問でございます。積算の根拠でございます。これは、実際の実例としまして各6団体の方から聞き取り調査をしまして、その最高額と最低額を除いた4社の金額の平均額として、あくまで概算でございますが委託料として計上させていただきました。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それはあくまでも4,000食ということが前提でやられているということがありまじょうし、私たちはやはり業務委託に当たって、整備方針の中で出ておりましたけれども、学校運営に関する基本的な考え方で、業務委託の有無についての項において、学校給食の業務運営に関して、文部科学省通知の学校給食業務の運営の合理化についてという形で、地域の実情に応じた適切な方法による合理化の推進が示されているという書き出しで、業務の民間委託の導入を視野に入れながら検討していきますという整備方針が出され、この間、調査事項等として粛々と業務委託の方向で事務が進められてきた。また、そのことについて本委員会においても一定の説明がなされてきたわけでありまして。しかし、このたび、この債務負担行為の設定という形で初めて議会の議決を求められるということになってきたわけでありまして。議会の議決ということは、これは葛城市の意思決定をしていくということになりますので、やはりその根拠というか、単なる数字の根拠ではなくて、この6年間の債務負担行為というものを法の214条の規定に基づいて設定する必要があるのかどうか、その点を、これはプロポーザルしていくというわけでありましてから一定の前提が要するということだと思っておりますけれども、その点もお伺いしたいし、また、私たちは、業務委託をするということは、どのような理由において業務委託をするかということで、いろいろ文科省などの通知等で効率的な運営による経費の削減等々をやはり求められているわけですね。そのたびに、パートの職員を雇いなさいとか、給食の統一をいなさいとか、あるいは業務委託をいなさいというふうなことが示されているわけですね。本市については当然パート職員も導入しているし、2つではあるけれども給食センターについては統合してやっているという状況にあるわけで、今回はそれ以上の、最後の手段である業務委託をしていくということの選択を今迫られているわけで、この点で、業務委託によるメリット、デメリット、そういうものをどのように分析し考えておられるのかもこの機会にお伺いしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 田中部長。

田中教育部長 ただいまのご質問でございます。経緯等を説明しますので少し説明が長くなりますが、ご容赦願いたいと思います。

まず、業務委託に至った経緯から説明させていただきます。先ほど委員がご説明いただきましたように、平成24年11月2日に学校給食運営会を開催いたしまして、ここで学校給食センターの施設整備方針の方を説明させていただきました。その中で了承を得ているわけですが、運営に関する基本的な考え方ということで、業務委託の有無についてということで、文部科学省の学校給食業務の運営の合理化について、地域の実情に応じた適切な方法による合理化の推進が示されております。本市におきましても、近い将来、定年による職員の退職が見込まれ、現状のままで業務を行っていくことは困難な状況となることが予想される中で、学校給食の質と安全を保ちながら効率的かつ安定的な運営を実現するためにはどのようにすべきか、業務の民間委託の導入を視野に入れながら検討いたします。民間委託の具体的な業務内容としましては、調理、配送等が検討課題として考えられますということとなっております。

その後、平成25年1月30日に、学校給食運営委員会の委員が五條市立の給食センターの方に視察に行かれまして、感想、意見などを集約いただきまして、委員会の意見としては前向きに委託を進める方針を確認いただきました。

同年6月5日には、役員がかわられましたので、給食運営委員会の方で今後の運営方式について協議し、委託方式について了承を得ております。その後、6月のPTAの協議会の役員会等々と協議を重ねながら、また、12月、6月、9月の総務文教常任委員会の方にもセンターの建設状況とソフトの経過の説明を逐一させていただきました。

平成25年11月20日には、PTAの役員の方から要望がございまして、全保護者の方に学校給食センターについてというお知らせを配布させていただきました。この中では、業務委託なりアレルギーの対応なり、あるいは給食費等々の説明をさせていただきました。

そして、平成26年2月20日には、PTAの協議会の会長の方から、業務委託については市のPTAも同意しますと、業務委託に係る仕様書等の内容についてはPTAの代表も入れてほしいということと、アレルギーの説明会もしてほしいと、こういうことで意見をいただきました。

3月14日の厚生文教常任委員会の方では、この辺の経過と、それから給食センターの建設事業についての、この時点で造成工事が終わっておりますので、今後の実施設計に向けてということで説明をさせていただきました。

そして、月がかわりまして4月9日、閉会中の厚生文教常任委員会の中で、造成工事が終わったことや今後の実施設計の詳細説明、また、過去に議員の方からいただきました6つの質問について説明と回答をさせていただきました。この中で、6つの事項の中の6点目に、職員の体制について、調理体制と民間委託についてということで、これについてはPTAの了解をいただいたということを報告させていただきました。この場で最後に委員長から、協議内容であるこの実施設計と過去の質問に対する回答も含めて、これらの内容でセンター建設に向けて事業を進めていっていただきたいが、よろしいですかという確認があり、異議な

しということで、ここで業務委託の確認をいただいたということで、こちらの方は理解させていただいております。

6月5日にはPTAの協議会、役員会がございまして、業務委託が議会の方でも了承されたこと、また、業務委託にかかわってのPTAからの仕様書等への提案、意見をいただきましたということも申し述べさせていただきました。

また、6月26日の厚生文教常任委員会では、建築にかかわっての建設業者が落札され仮契約をするということと、それから、役員会の方へ業務委託が了承された件を説明に行ったということを報告させていただきました。

9月12日の厚生文教常任委員会におきましても、経過をハード、ソフトあわせて説明させていただきました。ここでは、業務委託の仕様書に対する評価項目にPTAの方から意見を入れてほしいということと、それから、業務委託にかかわっての業者選定に着手したいので、給食業務の委託審査会の立ち会いを予定しておりますということを報告させていただいております。これが委託にかかわる経緯でございます。

それから、メリット、デメリットでございます。民間委託をすることによるメリットとしましては、学校営業教務の業務が調理の個々の直接の指導から離れるために、給食全般の管理、監督、食育推進に徹することができるという点と、それから、正規職員及び臨時職員の人事管理業務がなくなりまして事務軽減が図れるということ、また、給食業務に係る人件費を中心に経費の節減が図れて、その経費を給食の充実や食育推進等の教育活動に充てることができるということ、また、柔軟な勤務体制や人員配置がしやすくなる、また、民間の力、柔軟性や実績、ノウハウを生かした多様な給食づくりが期待できるというメリットがございます。そのかわりにデメリットとしましては、倒産による撤退の危険性があるとか、あるいは、現行法上、調理は直接受託業者の方に指示ができないということで、なかなか業務の命令が伝わりにくいというようなことがございますが、この件につきましては、その辺の管理責任者なりと連絡を密にすること等、あるいは、倒産では履行保証人を設置するということを仕様書にはうたっております。

また、経費面で検討させていただきました。この経費面につきましては、4月現在の両センターの事務職を除く調理員の方には正規職員、嘱託職員、アルバイト職員がおられますけれども、この方々の平成26年度の年間の経費としましては約5,030万円の経費を試算しております。これを仮に経費比較するとして、正規職員の経費は現在の給食センターにおられる労務職員の平均給与月額を参考としたわけでございますけれども、今22人おられて5,030万円でございますが、これを例えば直営にした場合、正規職員の調理員を仮に20人にした場合、1億877万円。今後、新給食センターの必要人員は約40名程度と思っておりますので、単に2倍しましたら2億1,000万円ぐらいかかります。これを業務委託にした場合は、この人数で試算しますと1億150万円ということで、経費的にはかなり下がるようになります。

それから最後に、債務負担に至った経緯でございます。給食センターは、新市建設計画で平成26年度末に完成ということで、これは厳命になっております。ただ、給食のサービス開始の時期につきましては、委託する場合、初めての委託でございまして、移行の準備期間や

現行の調理員の雇用の問題等々もあり、最適な時期を検討しておりました。検討しました結果、平成27年度の2学期からということで検討させていただきました。先ほど説明させていただきましたように、平成26年の4月委員会で委託の了解をいただきました、初めて委託の方向が決定し、今後の予算組みをどのようにすればいいかということで財政局の方と相談させていただきました。委託の了解につきましては、先ほど説明させていただきましたように、給食運営委員会なり、あるいは市のPTA等の了解も得ているということでございます。

それで、予算組みの方法でございますが、予算組みとしましては、まず、継続費補正か債務負担行為という2つの方法があるというふうに認識しております。継続費補正というのは、国鉄・坊城線やクリーンセンターのように、比較的予算の年次割が明確になるか確定しているようなものとか、しやすいような工事費等が適しております。しかし、今回のように委託料の上限額を定めての予算組みにつきましては、あくまで委託料を概算として複数年にわたって考えておりますので、その辺は債務の負担を後年にわたりお願いしたいと思っております。

それから、審査委員会は正式に設置しまして、当初、入札かプロポーザルというふうに考えていたわけでございますけれども、正式に設置させていただいて、プロポーザルで業者の選考をさせていただこうということになりました。プロポーザルにつきましては提案内容の最優秀者を決める方式でございます、あくまで第1交渉権者を決めるだけで、実際の契約行為は平成27年度となります。しかし、業者の選定に当たっては、契約事務の一連の事前行為であるということで行政実例の方で示されております。よって、今年度に何らかの予算措置をする必要があるということがありまして、今回、実際のプロポーザルの審査会の中での開催回数等、また外部有識者の人数も確定しましたので補正させていただきました。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 田中部長の方から詳細にご答弁をいただきました。業務委託に至る経過も、調査委員会、本委員会というか、これまでの委員会の中で説明され、それらが一定承認されてきたということでもありますけれども、最終的な決定というのは、これは委員会の中で決定するということではなくて、やはり予算とか契約とか、そういう形で議会が議決し、これが葛城市の意思になる、その辺はきちんと押さえてもらっておかないと、これをもって全て認められるというわけではありません。一番最初に出てきたのが、議会の意思として決定するのが今回の債務負担行為であるということ。これが認められて初めて具体的な事務が進んでいくということになることは、私は議会議員として、議会の一員として、その立場ははっきりしとかないかんということを申し上げておきたい、というふうに思います。これはPTAが決定するわけでもありません。市長が決定するわけでもありません。最終決定は議会が葛城市としての意思決定をするということで、だから、この債務負担行為という形で一定期限を定めて限度額をするということについて、やはり我々はその意思決定をしていかないかんということであるから重要なことだということに聞いていますので、説明は、るる伺いましたし、わかりました。

私は、ここでこの債務負担行為を認めたことが、後のいろんな調査事項での議論の中で、もうそんな白石の話は、もう終わりやと言っても屁の突っ張りにはならんで、みたいなことでは困るわけですね。子どもたちによりよいおいしい給食をどうやって継続して提供していけるのか。おいしいと言われているメニューが本当に継続されて子どもたちに提供できるのか。栄養士を中心に、衛生、環境を本当に充実して瑕疵のないものにしていくのか。あるいは、栄養士が直接現場へ行って調理師に指揮することはできない、じゃあ、そういうことをどういう仕組みにおいて、ちゃんとした意思疎通ができ指示ができるような体制をつくっていくのか。あるいは、災害時にこの給食センターが、住民の生活を立ち上げていく上でどういう役割を果たしていくのか。行政や委託業者と協力してやっていく、そういうものが基本的にちゃんとした仕様書の中で確認され、契約書の中で確認されてやられるべきだということですね。その上で、なおかつ経費の削減につながって、よりよいおいしい給食に回せる、あるいは地産地消や食育に生かされていくということが求められているわけでありますから、そういう点で、今後の議論はそういうものが本委員会での調査事項の中で生かされていくのかどうか、そこをお伺いしておかないと、これは議会の意思として認めたんだと、したらもう後の祭りやみたいな話で対応されたのでは、仕様書もこのままで行きますねんと言われたら、これはもうこんな賛成できないということになるので、そこをきちんと所見をお伺いしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 今、白石委員の方から、当然PTAにも決める権利はないんだと、葛城市の意思最終決定機関というのは議会である、当然のことだと思います。今回、皆さんの方にお示しさせていただいて債務負担行為ということでお願いし、また、プロポーザルでこれから決めてまいります。その中で、この議会が終了した後、プロポーザルの説明に入っていくというところでございますので、その辺り、しっかりと皆さんのご意見を確認させていただいた上で進ませさせていただくということでございます。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 市長から直接ご答弁をいただきました。この間、業務委託に当たって懸念されることについて議論した部分については、誠意を持って対応していただけるというふうに受けとめておきたいというふうに思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

西川委員。

西川委員 このことについてはいろいろとここまでいろんな方にお手数をおかけもし、真剣に議論をしていただいた。そして、また今、白石委員がおっしゃるように、最終に決めていくのは議会やと、それだけ議決することは重いんやということでございますので、そのところは議会としてもそういうふう認識しておりますので、しっかりと議決をきちんとやっていくということでございます。それと、債務負担行為というのは、これは毎年度、予算として上がってくるということでよろしいねんね。予算審議ですということよろしいんですか。

朝岡委員長 市長。

山下市長 はい、そのとおりでございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第58号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第58号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、引き続き、次に、議第55号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。

ただいま上程いたしております議第55号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。

第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,391万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,291万5,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書5ページをお願いいたします。歳出でございます。3款後期高齢者支援金、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、19節負担金補助及び交付金21万2,000円の追加でございます。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、19節負担金補助及び交付金3万2,000円の追加でございます。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、19節負担金補助及び交付金24万7,000円の減額でございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、23節償還金利子及び割引料3,391万8,000円の追加でございます。

次に、歳入のご説明をいたします。4ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分2,000円の減額でございます。2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節財政調整交付金1,000円の減額でございます。

6款県支出金、2項県補助金、1目県財政調整交付金、1節県財政調整交付金1,000円の

減額でございます。

10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金3,391万9,000円の追加でございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいいたします。

朝岡委員長 それでは、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようでございますので、討論を終結いたします。

これより議第55号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第60号、平成26年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。議第60号、平成26年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。

第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,419万円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書5ページをお願いいたします。歳出でございます。1款霊苑事業費、1項霊苑事業費、1目霊苑事業費、23節償還金利子及び割引料159万円の追加でございます。

次に、歳入のご説明をいたします。4ページをお願いいたします。3款繰入金、1項基金繰入金、1目霊苑整備基金繰入金、1節霊苑整備基金繰入金159万円の追加でございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいいたします。

朝岡委員長 それでは、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第60号、平成26年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算(第1号)について、若干の質疑を行っておきたいと思っております。

事項別明細書の5ページ、歳出の1目霊苑事業費の23節償還金利子及び割引料、償還金で159万円が増額補正されている。これは墓地の返還に伴うものでありますけれども、それらの内訳についてお伺いしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川です。

ただいまの白石委員のご質問です。10月末現在で9件の返還がありまして、この時点で193万2,000円の支出でございました。11月に入りまして1件申請者がありまして、現予算では払えませんのでお待ちくださいという状態でございます。そして、平成24年、平成25年の実績から、B区画が3件、C区画1件という実績に基づきまして、それぞれ執行予定額としまして353万4,000円から現予算194万4,000円が出まして、トータル159万円の追加ということになりました。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 詳細にいただきましてありがとうございます。墓地が竣工して相当年月日がたっているわけで、最近はいろいろ家庭の事情もあって、転籍等、返還される事態がふえてきているというわけで、墓地の管理、その辺もいろいろ経費も伴ってくるというふうに思います。これはもう仕方ないですな。受けていかざるを得ないということであります。

以上であります。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようでございますので、討論を終結いたします。

これより議第60号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第60号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

時間も余りございませんので、引き続き、調査案件に入りたいと思います。

それでは、最初にまず、新クリーンセンター建設にかかる諸事業についてを議題といたします。事業の現在の状況の報告ということですね。よろしくお願ひいたしたいと思います。

異室長。

異 新炉建設準備室長 新炉建設準備室の異でございます。

それでは、私の方から事業の進捗状況についてご報告申し上げたいと思います。

まず、工事の状況ですが、前回の協議会で現場視察をしていただきましたが、現場自体、

その時点からは目に見えた形では大きく変わっておりません。現在、地下掘削のための薬注処理を行っております。これは、湧水をとめ、掘削時に崩れないように行うもので、しばらく続けた後、地下部分の掘削工事に入ってまいります。午前中にも少しお話がありましたが、新庄クリーンセンターの老朽化のこともありますので、新クリーンセンターの一日でも早い完成を目指して工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、次に裁判の件ですが、11月27日に第3回目の口頭弁論がございまして、しかし、まだ結審はしませんでした。クリーンセンターの工作物新築、擁壁の部分ですけれども、許可取り消し裁判で、県が被告となっております。その裁判について、また次回、1月29日の10時15分からということになりました。また、原告の方から、このたび建築の許可が出たことにより、新たに建築の許可取り消しの裁判を提起する予定であるという旨、また、提出された際には、今の擁壁の裁判とその建築の取り消しの裁判の併合という形で一本化するような形でお願いしたいという申し出が裁判官になされておりました。恐らく、擁壁の裁判について、今度の建築の裁判についても、訴状の内容がほとんど同じような形で出されてくると考えられますので、近いうちに訴状が届いてくるのであろうかなというふうに考えております。被告はあくまで県だと考えられますが、引き続いて県と顧問弁護士との協議の中に市の方も入らせていただいて、裁判に対して対応してまいりたいと、このように考えております。それと、またこの委員会の方でも逐次報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 ただいま状況等につきまして報告がございましたが、このことについて何かご質問等はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、この件については、本日はこの程度にとどめておきたいと思っております。

それでは、次に、葛城市学校給食センターについてを議題といたします。本件につきましても、理事者側から現在の進捗状況についてご報告を願いたいと思っております。

田中教育部長。

田中教育部長 失礼いたします。それでは、9月12日の厚生文教常任委員会以降の経過の説明をさせていただきます。

まず、ハード面についてでございます。平成27年3月の竣工に向けて工事を実施してまいりまして、現在、基礎工事が終わり鉄骨の組み立て中でございます。去る11月21日に、議長、副議長、厚生文教常任委員会の委員の皆様によるご視察をいただきました。その節はありがとうございました。

次に、ソフト面でございます。ご視察をいただいた後、協議会の方を開催させていただきまして、プロポーザルの募集要項の説明をさせていただきました。

次に、給食運営委員会が11月28日に開催されまして、そこで検討してきた結果、給食器の方を了承いただきました。それから、地産地消についてでございますが、11月12日に農政活

性化推進協議会の役員、道の駅準備会の農業部会の方々と情報交換をさせていただきました。

続いて、給食業務の業者選定に着手いたしたいので、当初予算でお示ししておりますように、給食業務委託審査委員会を年末に予定しております。一般公募を12月末に行い、プロポーザル方式により平成26年度内に優先交渉権者を選定したいと考えております。今後の予定につきましては、選定期間は年末から2月にかけてということで、選定方式はプロポーザル方式により交渉優先権者を決めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 ただいま報告願いましたこの件について、何かご質問等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、本件も本日はこの程度にとどめておきたいと思えます。

それでは、お諮りいたします。先ほど来の新クリーンセンター建設にかかる諸事業について及び葛城市学校給食センターについては、事業の今後の進捗に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。

よって、新クリーンセンター建設にかかる諸事業について及び葛城市学校給食センターについては、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思えます。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言があれば許可いたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日は午前9時30分から長時間にわたりましてご審査いただきまして、まことにありがとうございました。外を見ていると雪もかなり降っているような状況もありまして、かなり寒いようでございますので、お体に気をつけていただいて、またあさつての本会議、この議決案件をしっかりとご議論いただきご決定いただくように、よろしく願いいたしたいと思えます。

それでは、これをもちまして本日の厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時53分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 朝 岡 佐一郎